

岩手県告示第366号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条で準用する同法第27条第3項に基づき、障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年4月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 法人の名称 | 変更後の事務所の所在地 | 変更年月日 |
|------------------|----------------|-----------|
| 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 | 北上市本通り二丁目1番10号 | 平成21年4月1日 |